

4月28日以降に生まれた赤ちゃんに市独自で10万円を給付

## 新生児臨時特別給付金を給付します



国が給付する特別定額給付金の対象とならない新生児に対する臨時的な措置として、一人当たり10万円を給付します。新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式のもとで、様々な負担や不安を抱えながら妊娠期を過ごし子育てを開始する家庭への、市独自の支援策として実施するものです。

### 1. 内容

#### (1) 給付対象児

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、豊橋市に最初の住民登録をした者

#### (2) 申請・受給権者

給付対象児の母で、新生児の誕生日において市内に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有している者

※DVを理由に避難しているなど特別な事情がある方はご相談ください

#### (3) 給付額

子ども一人につき10万円

#### (4) 申請方法

①以下の方法により申請書をお渡しします

##### 【8月末以前の出生児】

申請書を9月以降順次郵送します

##### 【9月以降の出生児】

- ・出生届（本市へ提出される方）：届出窓口で配布
- ・出生届（他市へ提出される方）：HPからダウンロード又は本市の届出窓口で配布

②申請書必要事項を記入し必要書類を添えて、市に郵送してください

③市で内容を確認し、ご指定の口座に振り込みます

#### (5) 申請期限

出生届提出後60日以内

### 2. ホームページ

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/44397.htm>

